

財務省、文部科学省、

○厚生労働省、農林水産省、令第一号

経済産業省、環境省

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律における主務大臣を定める政令（平成十五年政令第二百六十三号）第二項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 斎藤 健

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(主務大臣)

第四十条 (略)
2～8

9|| 法第三十五条の二第一号に掲げる場合における主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

10|| 法第三十五条の一第一号に掲げる場合における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 法第十条第三項の規定による命令に係る事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣

イ 研究開発段階の遺伝子組換え生物等である物に関する事項

財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第十条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣

ロ イに掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第十条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣

二 法第十四条第三項の規定による命令に係る事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣

(主務大臣)

第四十条 (略)
2～8

(新規)

(新規)

イ 研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第十四条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣

ロ イに掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第十四条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣

三 法第二十六条第三項の規定による命令に係る事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣

イ 遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣

(1) 研究開発段階の遺伝子組換え生物等である物に関する事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済

産業大臣であつて法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣

大臣

(2) (1)に掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣

、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて当該遺伝子組

換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣

口 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る事項 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣

(1) 研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事項 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣

(2) (1)に掲げる事項以外の事項 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であつて法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣

附 則

この省令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十八号）の施行の日から施行する。